

香川労働局発表

令和7年10月10日

報道関係者各位

担

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長

西田 文明

賃金指導官

三津 直史

当

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

(HP) <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します

— J R 高松駅前でリーフレット等配布を実施 —

香川労働局（局長 ともずみ こういちろう 友住 弘一郎）は、令和7年10月18日に発効される香川県最低賃金「1時間1,036円」を周知するため、J R 高松駅前において最低賃金のリーフレット等の配布を行います。

J R 高松駅前での配布

日時 令和7年10月17日（金） 午前8時から午前8時30分頃まで

配布資料等 別添1のリーフレット及びポケットティッシュ

参加予定 香川労働局（局長等幹部職員）等

※当日に取材を行う場合は、事前に賃金室までご連絡いただけると幸いです。事前連絡なしでも取材は可能ですので是非お願いします。

別紙1 最低賃金制度の概要等

別添1 リーフレット（ポケットティッシュに添付するもの）

（参考）別添2 リーフレット（香川県最低賃金額の周知に使用するもの）

最低賃金制度の概要等

1 最低賃金制度の概要

(1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

(2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

(3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、
㊦地域における労働者の生計費及び㊧賃金並びに㊨通常の仕事の賃金支払能力
の3要素を考慮して決定されることとなっており、㊦を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

2 今回の改正決定について

今回の改正により、香川県最低賃金は時間額1,036円となりますが、これは、現行の香川県最低賃金の時間額970円を66円引き上げるもので、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。